

開催日時

2020年6月25日（木曜日）

午前10時

開催場所

東京都港区元赤坂2丁目2番23号

明治記念館2階 蓬萊の間

目次

株主総会招集ご通知	1
事業報告	3
連結計算書類	22
計算書類	26
監査報告書	29
株主総会参考書類	
<会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>	
第1号議案	
剰余金処分の件	35
第2号議案	
取締役5名選任の件	36
第3号議案	
監査役3名選任の件	41
第4号議案	
補欠監査役1名選任の件	44
<株主提案（第5号議案から第7号議案まで）>	
第5号議案	
剰余金の処分等にかかる定款変更の件	45
第6号議案	
剰余金の処分の件	47
第7号議案	
資産鑑定評価を含む決算説明会資料の公表にかかる定款変更の件	49

第33回 定時株主総会 招集ご通知

新型コロナウイルスの感染が懸念されている状況に鑑み、ご自身の健康状態にご留意いただき、風邪のような症状が見られる場合や体調がすぐれない場合などには、ご無理をなさらず、ご来場を見合わせていただき、書面によって議決権を行使いただくことをご検討ください。

また、当日は、感染拡大予防のため、体温測定、マスク着用、アルコール消毒などの措置をとらせていただきますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

今回の株主総会では例年実施のお土産配布を中止させていただきます。

何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



日本アジアグループ株式会社

証券コード：3751

(証券コード：3751)
2020年6月4日

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内三丁目1番1号
日本アジアグループ株式会社
代表取締役会長兼社長 山下 哲生

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

第33回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第33回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月24日（水曜日）午後5時00分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区元赤坂2丁目2番23号
明治記念館2階 蓬莱の間
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第33期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第33期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
＜会社提案（第1号議案から第4号議案まで）＞
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 取締役5名選任の件
 - 第3号議案 監査役3名選任の件
 - 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
＜株主提案（第5号議案から第7号議案まで）＞
 - 第5号議案 剰余金の処分等にかかる定款変更の件

第6号議案 剰余金の処分の件

第7号議案 資産鑑定評価を含む決算説明会資料の公表にかかる定款変更の件

第5号議案から第7号議案までは一部の株主様からのご提案であり、取締役会としてはこれらの議案いずれにも反対しております。なお、各議案の要領は、後記の株主総会参考書類に記載のとおりであります。

以 上

<新型コロナウイルス（COVID-19）に関するお知らせ>

新型コロナウイルスの感染が懸念されている状況に鑑み、ご自身の健康状態にご留意いただき、風邪のような症状が見られる場合や体調がすぐれない場合などには、ご無理をなさらず、ご来場を見合わせていただき、書面によって議決権を行使いただくことをご検討ください。

また、当日は、感染拡大予防のため、体温測定、マスク着用、アルコール消毒などの措置をとらせていただきますので、ご協力賜りますよう、お願い申し上げます。

本年の株主総会では例年実施のお土産配布を中止とさせていただきます。

何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

- (お願い) 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の「議決権行使書用紙」を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- (お知らせ) 本招集ご通知に際して提供すべき書面のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.japanasiagroup.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の提供書面に記載しております連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査役が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。
- (お知らせ) 招集通知添付書類ならびに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.japanasiagroup.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経緯および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、輸出・生産や企業マインド面に海外経済の減速の影響が引き続きみられるものの、所得から支出への前向きの循環メカニズムが働くもとで、基調としては緩やかに拡大して推移しました。しかしながら、2月以降の世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、国内外の経済は急速に悪化しており、極めて厳しい状況となっております。

当社グループは、安心・安全で持続可能な地域・まちづくり、「グリーン・コミュニティの創造」を目指しております。人口構造の変化、急速な都市化の進行、デジタルトランスフォーメーションといった巨大な世界的潮流や頻発する甚大な災害の下、グループ全体で気候変動対策を事業戦略の中心に掲げ、災害対策、国土保全・強靱化、環境保全、地域社会との共生などの重要課題を解決する事業を進めております。事業のセグメントとしましては、「空間情報事業」、「グリーン・エネルギー事業」、今期より新設された「森林活性化事業」の3つに分類しております。

この方針の下、空間情報事業では、株式会社ザクティにおいて厳しい事業環境が続いたため、主力のデジタルカメラ事業が不調となりましたが、国際航業株式会社では、国土強靱化予算を背景にした豊富な受注の獲得に努めました。また、グリーン・エネルギー事業では、売電事業が順調に拡大し安定した収益を確保することが出来ました。

このような取り組みの結果、株式会社ザクティの売上高減少による影響が大きく、全体の売上高は前期比で減収となったものの、株式会社ザクティのコスト構造の見直しを含めた構造改革や、空間情報事業における受注案件の確実な生産、売電事業の順調な収益拡大

等により、営業利益および経常利益では、前期比で増益を確保することが出来ました。また、経営資源の選択と集中として、グループ会社が保有する不動産の譲渡や保有有価証券の売却等を行いました。これにより特別利益が計上され、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比で増益となりました。

その結果、当連結会計年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の当社グループの業績は、売上高が前期比4.1%減の97,887百万円(前期の売上高102,025百万円)、営業利益は2,456百万円(前期の営業利益1,733百万円)、経常利益は553百万円(前期の経常損失193百万円)、親会社株主に帰属する当期純利益1,991百万円(前期の親会社株主に帰属する当期純損失2,491百万円)となりました。

各セグメントの業績は次のとおりであります。なお、当期より報告セグメントの区分を変更しており、当連結会計年度の比較・分析は、変更後の区分に基づいております。

事業別	売上高	営業利益
空間情報事業	68,351百万円	△1,376百万円
グリーン・エネルギー事業	15,542百万円	3,378百万円
森林活性化事業	13,955百万円	525百万円

<空間情報事業>

当セグメントにおいては、国際航業株式会社为中心となり広域の測量と社会基盤整備をはじめとする事業を展開しています。衛星や航空機、ドローン、車、船などを利用して、目的に応じて「測(量)る」、それらにより取得した情報(データ)を技術者が分析・解析する「診る」、そして収集・分析した情報をもとに、国土保全や自然保護、都市開発、災害状況把握、防災対策など、私たちの生活に結び付く課題を解決することにより「役立て」ています。株式会社ザクティでは、デジタルムービー/カメラを中心としたOEM/ODM供給に加え自社製品開発・製造・販売を行い、急成長する次世代の「Digital・Eye」市場にも力を入れています。

国際航業株式会社では、今年度より業務の効率化と責任の明確化を目的として四事業部制(公共コンサルタント、インフラマネジメント、防災環境、センシング)を導入したことに加え、新たにSDGs/気候変動戦略研究所、先端技術・事業開発部をスタートさせま

した。また、「防災・減災、国土強靱化のための緊急3ヵ年計画」に対応するため、国土強靱化対応プロジェクトを社内に新設し、航空レーザ測量、道路インフラ維持管理、防災、減災対応（砂防・地すべり）など幅広い分野で受注獲得を目指しました。さらに、新設されたドローン事業推進プロジェクトでは、ドローンの「レベル3飛行」による森林資源調査にも参画するなど、ドローンを活用したサービスの高度化に努めました。

株式会社ザクティにおいては、デジタルカメラ市場縮小によりOEM製品の需要が大幅に減少する中、供給価格の適正化や仕入価格交渉を推し進め、収益力改善に努めました。同時に社会的に需要が高まるドライブレコーダーの生産増強や自社ブランドの製品開発を進め、新たな事業基盤構築に努めました。

このような活動の結果、当連結会計年度の業績は、国際航業株式会社において前期大型受注案件の影響もあり、受注高は前期比10.8%減の70,281百万円（前期の受注高78,788百万円）、売上高は株式会社ザクティにおけるOEM製品売上の減少による影響が大きく、前年比5.5%減の68,351百万円（前期の売上高72,322百万円）、セグメント損失は1,376百万円（前期のセグメント損失1,860百万円）となりました。

<グリーン・エネルギー事業>

当セグメントにおいては、JAG国際エナジー株式会社を中心として、再生可能エネルギーを源とした売電事業のほか、自治体と協力して地産地消型の電力供給を目的とする地域創生関連事業を行っております。

当期においては、太陽光を中心とした発電施設開発を進めた結果、埼玉県比企郡(2.3MW)、岐阜県多治見市(16.3MW)、大分県宇佐市(2.4MW)、大分県臼杵市(2.0MW)で、太陽光発電所が新たに竣工しました。これにより当社グループの稼働済み発電所は、合計で98箇所となり、出力規模で241.7MWを超える規模となりました。

また、電力の小売りを中心とした地域創生関連事業ではエネルギーの地産地消を目指し、前期に設立した奈良県三郷町の「株式会社三郷ひまわりエナジー」、徳島県東みよし町の「みよしエナジー株式会社」、東京都府中市の「府中調布まちなかエナジー株式会社」に加え、昨年10月に宮城県気仙沼市などと共同で設立した「気仙沼グリーンエナジー株式会社」により、地域内公共施設、民間施設、一般家庭への電力供給を引き続き進め、供給量ベースで59,717kwを超える規模にまで拡大いたしました。

このような活動の結果、全国に展開された太陽光発電所が安定して稼働したことに加え管理コストの低減と効率化を図ったこと、また再生可能エネルギーの拡大と普及に向けたグループ内資産の整理および効率化を図ったことにより、売上高は前期比5.7%増の

15,542百万円（前期の売上高14,701百万円）となり、セグメント利益は前期比14.2%増の3,378百万円（前期のセグメント利益2,956百万円）となりました。

<森林活性化事業>

当セグメントにおいては、JAGフォレスト株式会社が森林を自社で保有し、地域の林業事業体と連携した林業生産事業に取り組んでいるほか、森林不動産売買サイト「森林.net」の運営事業を展開しております。また、新潟県の株式会社坂詰製材所が製材、プレカット、木造建築事業を、岩手県の株式会社木村産業が木造住宅用下地材の製造・販売事業を、さらに、兵庫県の株式会社KHCが多ブランド化戦略による戸建住宅事業をそれぞれ展開しております。

当期においては、JAGフォレスト株式会社における徳島県を中心とする林業生産の拡大を進めるとともに、「森林.net」サイトでは森林の取引案件掲載を増やし、問合せへの対応等にも努めました。また株式会社坂詰製材所では、好調な受注を背景に業績は堅調に推移いたしました。株式会社KHCにおいては、消費税増税後の需要低迷や価格競争による市場環境の悪化が続くなか、分譲物件の販売強化、受注案件獲得と経費削減に努めました。

このような活動の結果、株式会社坂詰製材所が確実に受注を確保する一方、株式会社KHCにおいては新規着工戸数の減少、および分譲物件の販売が計画に達しなかったこと等により、売上高は前期比6.6%減の13,955百万円(前期の売上高14,941百万円)、セグメント利益は前期比23.8%減の525百万円（前期のセグメント利益690百万円）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度は、11,682百万円の設備投資を実施しました。その主なものは、グリーン・エネルギー事業における太陽光発電施設の開発等であります。

③ 資金調達の状況

当社グループは、必要資金を金融機関借入および社債等により調達しております。

(2) 財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

区 分	第 30 期 (2017年 3月期)	第 31 期 (2018年 3月期)	第 32 期 (2019年 3月期)	第 33 期 (当連結会計年度) (2020年 3月期)
売 上 高 (百万円)	68,341	73,318	102,025	97,887
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百万円)	1,592	1,426	△193	553
親会社株主に帰属 する当期純利益又は 当期純損失(△) (百万円)	1,778	1,448	△2,491	1,991
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (円)	65.87	54.12	△92.77	74.11
総 資 産 (百万円)	127,522	155,121	172,344	163,383
純 資 産 (百万円)	29,555	31,660	32,196	26,888
1株当たり純資産額 (円)	1,020.10	1,046.81	989.06	862.81

② 当社の財産および損益の状況

区 分	第 30 期 (2017年 3月期)	第 31 期 (2018年 3月期)	第 32 期 (2019年 3月期)	第 33 期 (当事業年度) (2020年 3月期)
売 上 高 (百万円)	4,729	4,750	4,440	2,942
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百万円)	2,234	1,842	1,000	△1,560
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (百万円)	5,161	2,055	△5,630	△3,397
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (円)	191.13	76.80	△209.67	△126.41
総 資 産 (百万円)	51,573	57,138	53,764	38,330
純 資 産 (百万円)	25,032	26,641	20,113	15,754
1株当たり純資産額 (円)	934.96	995.13	748.41	586.25

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 または出資金	出資比率	主要な事業内容
国際航業株式会社	16,729百万円	100.00%	空間情報・社会基盤整備 (空間情報事業)
株式会社ザクティ	100百万円	100.00%	OEM/ODM事業 (空間情報事業)
JAG国際エナジー株式会社	100百万円	100.00%	再生可能エネルギー発電施設の開発 (グリーン・エネルギー事業)
株式会社KHC	459百万円	54.57%	戸建住宅の設計・施工・販売 (森林活性化事業)

(注) 1. 「主要な事業内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 当連結会計年度末の連結対象は、上記の国際航業株式会社、株式会社ザクティ、JAG国際エナジー株式会社、株式会社KHCの4社を含む連結子会社99社、持分法適用関連会社3社であります。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
国際航業株式会社	東京都千代田区六番町2番地	15,651百万円	38,330百万円

(4) 対処すべき課題

当社は、「空間情報事業」、「グリーン・エネルギー事業」、「森林活性化事業」の3つの事業をコアとして独自の技術、金融ノウハウおよび顧客基盤を通じて、コンサルティングに止まることなく新規の事業、サービスを創造していく力を活かし、グループの付加価値を最大限に高め、各事業会社の潜在力を顕在化し、収益力向上を実現いたします。またSDGs行動の強化を通じ持続的な企業価値の向上と社会課題の解決に向け、財務指標と非財務指標の設定/達成の実現を目指しております。

① 経営・外部環境の変化に即した成長戦略の策定と実行

当社グループは、外部環境の急激な変化の下、前中期経営計画を見直し、収益重視と非財務的指標をも組み入れた新中期経営三ヶ年計画「経営戦略2.0」を策定・発表する予定で

おりましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、業績等を合理的に算出することが困難なこともあり、その開示を控えさせていただくことといたしました。今後、新型コロナウイルス感染拡大による混乱が収束し、2021年3月期を含めた業績等の見通しの開示が合理的に可能となった段階で公表いたします。

② グループ経営効率化とリスクマネジメントの強化・推進

持株会社における機能の見直しを含めたグループ全体の管理部門の効率化を推進すると共に、世界的なパンデミック等、外部環境の急激な変化の下でのリモートワーク等事業遂行の在り方や、リスクのマネジメント体制の構築を図ります。

③ 財務基盤の安定化ならびに収益力の拡大

当社が直接金融又は間接金融による資金調達を実施して成長分野への円滑な資金供給を行うためには、株主資本の増強と財務体質の健全性の向上が必要だと考えています。売上高の拡大とともに適切な業務管理や資金管理を行うことで収益力の向上と利益拡大を図り、着実な株主資本の増加を目指します。また、資産や事業ポートフォリオの見直しによる資産圧縮や有利子負債残高の抑制にも努めます。

④ グローバルなグループ経営に向けた取組みの推進

地球規模で「グリーン・コミュニティ」創りに注力していくため、世界規模での事業や、資金調達を拡大するための組織、人材、グローバルプレーヤーとのネットワークの構築を、世界情勢を鑑みながら慎重に図ってまいります。

上記の課題の達成により、さらなる発展のための事業構造の変化と企業価値の向上を図る所存です。

(5) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

事業の種類別 セグメントの名称	主要な事業内容
空間情報事業	空間情報を活用したエネルギー、防災・環境保全、社会インフラ、行政マネジメントに関する業務、OEM/ODM事業
グリーン・エネルギー事業	太陽光発電所等の企画・開発・運営事業、売電事業
森林活性化事業	森林活性化事業、戸建住宅事業等

(6) 主要な営業所等 (2020年3月31日現在)

① 当社

本 社	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号
-----	-------------------

② 子会社

事業の種類別 セグメントの名称	会社名	本社所在地
空間情報事業	国際航業株式会社 国際文化財株式会社 株式会社東洋設計 明治コンサルタント株式会社 株式会社ザクティ	東京都千代田区 東京都千代田区 石川県金沢市 北海道札幌市 大阪府大阪市
グリーン・エネルギー事業	JAG国際エナジー株式会社 JAGインベストメントマネジメント株式会社 KOKUSAI EUROPE GmbH	東京都千代田区 東京都千代田区 ベルリン (ドイツ)
森林活性化事業	JAGフォレスト株式会社 株式会社坂詰製材所 株式会社KHC	東京都千代田区 新潟県阿賀野市 兵庫県明石市

(7) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業の種類別 セグメントの名称	従業員数(名)	
空間情報事業	4,224	(1,551)
グリーン・エネルギー事業	156	(38)
森林活性化事業	243	(40)
その他	5	(3)
全社(共通)	86	(7)
合計	4,714	(1,639)

- (注) 1. 従業員数は就業人数(出向者を除き、出向受入者を含む)であり、臨時雇用者数は()内に年間平均雇用人数を外数で記載しております。
2. 臨時雇用者には、パートタイマーおよび非常勤雇用者を含み、派遣社員を除いております。
3. 全社(共通)として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
4. 連結子会社の役員人数 94 名を除いております。

② 当社の使用人の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
86名	26名減	44.2歳	11.7年

- (注) 1. 従業員数は就業人員（出向者を除き、出向受入者を含む）で記載しております。
 なお、従業員数に使用人兼務取締役、臨時雇用者を含んでおりません。
 2. 平均勤続年数の記載は、2009年2月に実施した三社合併の被合併会社からの勤続期間および出向受入者の連結子会社における勤続年数を通算して算出しております。
 3. 従業員数の減少の主な理由は、当社への出向を解除したことによるものです。

(8) 主要な借入先の状況（2020年3月31日現在）

借入先	借入金残高
日立キャピタル信託株式会社	15,116百万円
株式会社みずほ銀行	8,884百万円
株式会社りそな銀行	7,914百万円
新生信託銀行株式会社	7,497百万円

- (注) 1. 上記には、株式会社みずほ銀行をアレンジャー兼エージェント、株式会社三菱UFJ銀行をジョイント・アレンジャーとするシンジケートローンによる借入残高（株式会社みずほ銀行および株式会社三菱UFJ銀行各216百万円）、および社債残高が含まれております。
 2. 日立キャピタル信託株式会社の借入残高は、すべてプロジェクトファイナンス（太陽光発電事業を裏付としたノンリコース・ローン）に係る調達であります。

(9) 剰余金の配当等に関する方針等

当社は、株主に対する株主還元を重要な課題の一つとして考えており、配当については、業績に対応した水準であること、中長期的な視点から安定的に継続することを基本としつつ、競争力、事業環境、財務体質等を勘案し総合的に決定することを基本方針としております。

上記の基本方針を踏まえ、当期（第33期）の年間配当金は10円とさせていただきます。なお、次期（第34期）の配当金につきましては、1株につき年間配当金10円（期末配当金10円）を予定しております。

2. 株式に関する事項

- | | |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 67,853,480株 |
| ② 発行済株式の総数 | 27,763,880株 |
| ③ 株主数 | 9,111名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
藍澤證券株式会社	3,448,760株	12.56%
JAPAN ASIA HOLDINGS LIMITED	2,624,800株	9.56%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,835,400株	6.69%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	772,000株	2.81%
JA PARTNERS LTD	673,600株	2.45%
佐藤 哲雄	584,000株	2.13%
資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）	580,800株	2.12%
NOMURA SINGAPORE LIMITED CUSTOMER SEGREGATED A/C FJ-1309	530,050株	1.93%
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	522,300株	1.90%
株式会社みずほ銀行	495,070株	1.80%

- (注) 1. 持株比率は、自己名義株式（309,180株）を控除して計算しております。
2. 資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）の所有株式580,800株は、株式給付信託（BBT）制度導入に伴う当社株式であります。なお、当該株式は、連結計算書類においては自己株式として処理しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（2020年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	山下 哲 生	
取 締 役	呉 文 繡	国際航業株式会社代表取締役会長
取 締 役	清 見 義 明	森林活性化事業
取 締 役	淵 田 隆 記	情報取扱責任者、リスク管理担当、コンプライアンス担当
取 締 役	田 辺 孝 二	東京工業大学環境・社会理工学院特任教授 株式会社リケン社外取締役
取 締 役	八 杉 哲	日本経済大学特任教授
常 勤 監 査 役	沼 野 健 司	
監 査 役	有 働 達 夫	国際航業株式会社監査役
監 査 役	小 林 一 男	J A G国際エナジー株式会社監査役

- (注) 1. 取締役 田辺孝二および八杉哲は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役 沼野健司および小林一男は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 取締役 田辺孝二および八杉哲、監査役 沼野健司および小林一男は、一般株主と利益相反が生じる恐れのない、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員として指定し、同取引所に届出ております。
 4. 監査役 有働達夫は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約に関する事項

当社は、定款第30条および第41条において、社外取締役および監査役と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、一定の限度を設ける契約を締結できる旨を定めております。

当該定款に基づき当社の社外取締役、監査役、社外監査役とそれぞれ締結した責任限定契約の概要は次のとおりであります。

<契約内容の概要>

社外取締役、監査役および社外監査役は、本契約締結後、その任務を怠ったことにより当社に対し損害をあたえた場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条に定める最低責任限度額を限度として、当社に対して損害責任を負うものとする。

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	人 員	報 酬 等 の 総 額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	6名 (2名)	191百万円 (26百万円)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	3名 (2名)	30百万円 (22百万円)
合 計 (う ち 社 外 役 員)	9名 (4名)	221百万円 (49百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2016年6月23日開催の第29回定時株主総会において年額400百万円以内と定める固定枠（うち社外取締役分は年額40百万円以内）と前事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益の5%以内と定める変動枠の合計額と決議いただいております。
3. 上記2. の報酬限度額のほか、2018年6月26日開催の第31回定時株主総会において、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」として、取締役（社外取締役を除く。）に対し、300百万円（3事業年度ごと）を上限とした信託への拠出を決議いただいております。なお、当事業年度におけるポイントの付与はありません。
4. 監査役の報酬限度額は、2009年1月27日開催の第21回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。
5. 上記のほか社外役員が当社子会社から当事業年度の役員として受けた報酬額は3百万円であります。

(4) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職先	当社と兼職先との関係
社外取締役	田辺 孝二	東京工業大学環境・社会理工学院 特任教授 株式会社リケン 社外取締役	当社と東京工業大学および株式会社リケンとの間に重要な関係はありません。
社外取締役	八杉 哲	日本経済大学 特任教授	当社と日本経済大学との間に重要な関係はありません。
社外監査役	小林 一男	JAG国際エナジー株式会社 監査役	JAG国際エナジー株式会社は再生可能エネルギー発電施設の開発を行う当社の完全子会社です。

② 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	活 動 状 況
社外取締役	田辺 孝二	当該事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席し、議案・審議等において学識経験者としての幅広い見識から適切な助言、提言を行っております。
社外取締役	八杉 哲	当該事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席し、議案・審議等において学識経験者としての幅広い見識から適切な助言、提言を行っております。
社外監査役	沼野 健司	当該事業年度に開催された取締役会17回の全て、監査役会14回の全てに出席し、当社の属する業界にとらわれない幅広い見地から意見を述べるなど、適切な助言、提言を行っております。
社外監査役	小林 一男	当該事業年度に開催された取締役会17回の全て、監査役会14回の全てに出席し、当社の属する業界にとらわれない幅広い見地から意見を述べるなど、適切な助言、提言を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

項 目	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	63百万円
当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	126百万円

- (注) 1. 監査役会が会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行った理由は、以下のとおりです。
- (1)当社の会計監査を継続して担当しており、監査品質および監査効率が確保されていること
 - (2)前事業年度の監査実績と当事業年度の監査計画と比較して、監査内容、監査工数が妥当と認められること
 - (3)当事業年度の見積り時間が、監査品質を確保するために必要な時間であると認められること
 - (4)報酬額の見積りおよびグループ全体での報酬額等を前事業年度と比較して、妥当な水準と認められること
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法にもとづく監査と金融商品取引法にもとづく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 当社の重要な子会社の監査

当社の重要な子会社はEY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の選任および解任ならびに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容について監査役会で決定した後、取締役会に会計監査人の不再任議案および選任議案を提出します(会社法第344条)。それを受けて、取締役会において、会計監査人の不再任議案および選任議案を株主総会に提出する議案〔会議の目的事項(議題)〕として決議いたします。

なお、監査役会は、会計監査人が次の事項に該当すると認められる場合、監査役全員の同意にもとづき、会計監査人を解任いたします。

- ① 会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断される場合
- ② 会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁から処分を受けた場合
- ③ その他、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の具体的要素を列

挙し、それらの観点から監査を遂行するに不十分であると判断した場合
この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集された株主総会において、
会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

5. 業務の適正を確保するための体制およびその運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、企業活動の継続的かつ健全な発展によって企業価値の増大をはかるため、次の内部統制システムの整備に関する基本方針を制定し、これを日常業務の指針として、継続的な内部統制システムの改善ならびに適正な運営により、社会的使命を果たしてまいります。

- ① 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 企業行動指針を定め、グループの役職員に周知徹底し、法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の醸成をはかる。
 - ロ. コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、グループにおけるコンプライアンス体制の構築・運用を推進し、コンプライアンスの強化ならびに企業倫理の浸透をはかる。
 - ハ. 業務執行部門から独立した内部監査部門を設置し、グループの内部監査部門と協同してグループでの法令および内部規程等の遵守状況を監査し、社長および取締役会にグループ全体の監査総括報告を行う。
 - ニ. グループの役職員が外部弁護士等に対し、直接通報を行うことができる内部通報制度を確保する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - イ. 取締役会議事録等、取締役の職務執行に係る情報については、法令を遵守するほか文書管理に関する諸規程等に従って保存・管理する。
 - ロ. 取締役、監査役および会計監査人等が必要に応じて閲覧、謄写ができる状態を確保する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. グループにおける最適なリスク管理体制を構築するために、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、リスク管理に関する規程を定め、全般的なリスクの把握、評価、対応策、予防策を推進し、企業活動の継続的かつ健全な発展による企業価値の向上を脅かすリスクに対処する。
 - ロ. 災害等の非常事態や顧客からの苦情や要望などに関しては、情報伝達ルールを定め、グループにおけるリスク情報の円滑な伝達ならびに機動的対応をはかる。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 経営組織を構築し、取締役会において代表取締役のほか業務を執行する取締役を指名し、業務の効率的推進を行う。また、子会社においてもこれに準拠した体制を構築する。

- . 業務が効率的かつ公正に執行されるよう、業務執行者への委任の範囲における権限を定める決裁規程や職務権限規程を確保する。また、子会社においてもこれに準拠した体制を構築する。
- ⑤ 会社および会社の子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - イ. 「グループ関係会社管理規程」により、グループ各社が担うべき役割を明確にし、持株会社としてグループ各社の最適な運営をはかる。
 - . グループの企業価値の最大化の役割を担う持株会社として、グループ各社における業務の適正を確保するため、各社の経営については自主性を尊重しつつ、事業分野ごとに、現状報告や情報共有のための報告会議を開催し、当社へ事前協議・報告を行わせるなどグループ企業の管理の視点から業務の適正を確保するための体制を確保する。
 - ハ. グループ全役職員が、業務遂行にあたりコンプライアンス上の疑義が生じた場合に、内部通報制度を利用し、相談および通報することができる体制を確保する。
 - ニ. 当社の監査役会において、グループ会社の監査役と意見交換会を適宜開催する。
- ⑥ 監査役会がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - イ. 監査役が監査役業務補助のための補助スタッフを求めた場合には、会社の業務部門から独立した専従社員を設置する。
 - . 補助スタッフの監査業務に関する独立性を確保するため、当該スタッフは監査業務に関して、業務を執行する者の指揮命令を受けないこととするとともに、その人事評価・異動・処遇については、監査役会の同意により決定する。
- ⑦ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - イ. 取締役会の出席のほか、業務執行上の意思決定に関する重要な会議への監査役の出席の機会の確保、重要な決裁書類等の社内文書の提出または閲覧できる具体的手段を確保する。
 - . 内部情報に関する重要事実等が発生した場合はグループの取締役または使用人から、遅滞なく監査役に報告ができる体制を確保する。
 - ハ. 監査役の要請によりグループの取締役・使用人に報告を求められた場合は、迅速かつ適切に報告を行う。
 - ニ. 監査役に報告・情報提供を行った当社および子会社の役員・使用人に対し、不利益な取扱いを行わない。
 - ホ. 監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等を請求したときは、当

該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - イ. 会計監査人の会計監査の内容および監査結果について説明を受けるとともに、情報や意見交換を行うなど会計監査人との連携がとれる体制を確保する。
 - ロ. 内部監査部門が、内部監査計画を協議するとともに内部監査結果について報告するなど、密接な連携がとれる体制を確保する。
- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
 - イ. 反社会的勢力等からの不当要求等に対しては、社内規程等に明文の根拠を設け、経営陣以下、組織全体として対応する。
 - ロ. 反社会的勢力等からの不当要求等に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関との緊密な連携関係の構築に努め、必要に応じて連携して対応する。
 - ハ. 反社会的勢力等とは業務上の取引関係を含めて、一切の関係を遮断する。
 - ニ. 反社会的勢力等からの不当要求を拒絶し、必要に応じて民事および刑事の両面から法的対応を行う。
 - ホ. いかなる理由があっても事案を隠蔽するための反社会的勢力等との裏取引は絶対に行わない。また、反社会的勢力等への資金提供は絶対に行わない。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役の職務執行

社外取締役2名を含む取締役6名は、原則月1回開催（当事業年度は17回開催）された取締役会に出席し、経営環境の変化に迅速な意思決定ができるよう努めております。取締役会では、経営に関する重要事項の審議、業務執行の決定、取締役の職務の執行の監督を行っております。運営に当たっては、その分野の専門家等に助言を求め、法令・定款違反行為の未然防止に努めております。

② 監査役の職務執行

社外監査役2名を含む監査役3名は、監査役会が決定した監査計画、監査業務の分担等に基づき、取締役の職務の執行を監査しております。また、取締役会、その他の重要な会議に出席し、グループの経営状況を監視するとともに、内部監査室および会計監査人との間で定期的に情報交換等を行うことで、内部統制システムの整備ならびに運用状況を確認しております。

③ コンプライアンス体制

当社では、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、グループ全体のコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努めるとともに取締役および使用人のコンプライアンス教育を推進し、意識の維持・向上に努めております。また、法令・定款違反行為やコンプライアンスに関する社内通報体制として、社内通報制度を制定し、早期に問題の対応を図るよう努めております。また、運用に当たっては、情報提供者の保護に配慮した「内部通報規程」を定め、厳正に実施しております。

④ リスク管理体制

当社では、「リスク管理規程」により、コンプライアンス・リスク管理委員会においてリスクの分析、整理を行うとともに、リスクの事前予防策、対応策の検討などを行っております。また、コンプライアンス・リスク管理委員会での審議結果を取締役会において報告しております。

⑤ 子会社経営管理

当社では、毎月事業セグメント毎の会議等を開催しており、各子会社役員から、月次業績や経営計画の進捗状況および業務執行状況等について報告を受け、質疑応答を行って情報の共有化を図るなど、子会社の経営管理体制を構築しております。また、当社が定める「グループ関係会社管理規程」、および「グループ関係会社決裁規程」に基づき、子会社に必要とされる稟議事項については、親会社である当社への事前報告を行い、当社の取締役もしくは取締役会において十分な検討を行い、承認決裁を行うことで、子会社の業務の適正性を確保しております。

⑥ 内部監査体制

当社では、内部統制システムの整備・運用状況を合法性と合理性の観点から検証・評価するために、業務執行ラインからは独立した社長直結の組織として内部監査室を設置しております。内部監査室は、子会社の内部監査部門と協同して、当社および関係会社を含む業務全般を対象として内部監査を行い、監査結果を代表取締役社長および取締役会に報告しております。また、監査役および会計監査人と常に連絡・調整し、監査の効率的実施に努めております。

⑦ 反社会的勢力排除に対する取組み状況

当社では、健全な会社経営のため、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方に基づいた運用をするよう努めております。反社会的勢力等からの不当要求等に備えた「反社会的勢力対応規則」の制定、定期的に従業員に対する研修、不当要求防止責任者の選任等の他、警察との連携強化にも努めております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	74,096	流 動 負 債	51,276
現金及び預金	25,711	支払手形及び買掛金	8,067
受取手形及び売掛金	31,784	短期借入金	12,667
商品及び製品	339	1年内償還予定の社債	990
仕掛品	2,001	1年内返済予定の長期借入金	10,034
原材料及び貯蔵品	2,456	1年内返済予定のプロジェクトファイナンスに係る長期借入金	3,832
販売用不動産	8,185	リース債務	1,177
短期貸付金	13	未払税金等	5,806
未収入金	1,378	未払法人税等	529
その他	2,254	賞与引当金	2,135
貸倒引当金	△29	受注損失引当金	157
固 定 資 産	87,831	株主優待引当金	8
有形固定資産	70,485	その他	5,869
建物及び構築物	5,901	固 定 負 債	85,218
機械装置及び運搬具	44,231	社 債	4,195
土地	7,286	長期借入金	26,927
リース資産	10,797	プロジェクトファイナンスに係る長期借入金	32,089
建設仮勘定	979	リース債務	10,773
その他	1,288	繰延税金負債	798
無形固定資産	4,006	退職給付に係る負債	5,500
のれん	2,059	資産除去債務	4,353
その他	1,947	その他	579
投資その他の資産	13,338	負 債 合 計	136,495
投資有価証券	3,069	純 資 産 の 部	
長期貸付金	43	株 主 資 本	22,497
敷金及び保証金	1,537	資 本 金	4,024
繰延税金資産	1,090	利 益 剰 余 金	18,871
その他	8,056	自 己 株 式	△397
貸倒引当金	△459	その他の包括利益累計額	689
繰延資産	1,455	その他有価証券評価差額金	435
創立費	0	繰延ヘッジ損益	△29
開業費	1,454	為替換算調整勘定	△93
資 産 合 計	163,383	退職給付に係る調整累計額	376
		非支配株主持分	3,700
		純 資 産 合 計	26,888
		負 債 純 資 産 合 計	163,383

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額
売上	97,887	97,887
売上	76,974	76,974
販売費	20,913	20,913
営業	18,457	18,457
営業	2,456	2,456
受取	680	680
受取	18	18
受取	222	222
受取	157	157
受取	52	52
受取	9	9
受取	38	38
受取	182	182
受取	2,583	2,583
受取	1,528	1,528
受取	450	450
受取	55	55
受取	5	5
受取	542	542
受取	553	553
受取	4,445	4,445
受取	4,309	4,309
受取	45	45
受取	910	910
受取	2,314	2,314
受取	1,120	1,120
受取	67	67
受取	44	44
受取	819	819
受取	262	262
受取	2,683	2,683
受取	660	660
受取	△511	△511
受取	2,534	2,534
受取	542	542
受取	1,991	1,991

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	4,024	20,612	△397	24,239
連結会計年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当		△274		△274
親会社株主に帰属する当期純利益		1,991		1,991
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△3,448		△3,448
連結子会社の増資による持分の増減		△10		△10
自己株式の取得			△0	△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)				—
連結会計年度中の変動額合計	—	△1,741	△0	△1,741
当 期 末 残 高	4,024	18,871	△397	22,497

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計
当 期 首 残 高	2,147	△30	87	135	2,340
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					—
親会社株主に帰属する当期純利益					—
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					—
連結子会社の増資による持分の増減					—
自己株式の取得					—
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△1,711	0	△181	240	△1,651
連結会計年度中の変動額合計	△1,711	0	△181	240	△1,651
当 期 末 残 高	435	△29	△93	376	689

	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	5,616	32,196
連結会計年度中の変動額		
剰余金の配当		△274
親会社株主に帰属する当期純利益		1,991
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△3,448
連結子会社の増資による持分の増減		△10
自己株式の取得		△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△1,915	△3,566
連結会計年度中の変動額合計	△1,915	△5,308
当期末残高	3,700	26,888

招集と通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	8,508	流 動 負 債	7,713
現金及び預金	7,314	短期借入金	300
前払費用	75	1年内償還予定の社債	650
関係会社短期貸付金	2,668	1年内返済予定の長期借入金	5,473
その他	669	未払金	451
貸倒引当金	△2,219	未払費用	36
固 定 資 産	29,822	未払法人税等	14
有 形 固 定 資 産	244	賞与引当金	94
建物及び構築物	214	株主優待引当金	8
工具、器具及び備品	21	債務保証損失引当金	543
土地	8	その他の	141
無 形 固 定 資 産	281	固 定 負 債	14,862
ソフトウェア	281	社債	4,000
その他	0	長期借入金	10,245
投資その他の資産	29,296	長期未払金	13
投資有価証券	1,626	退職給付引当金	8
関係会社株式	25,942	関係会社事業損失引当金	92
出資金	172	繰延税金負債	401
関係会社長期貸付金	1,293	その他	101
従業員に対する長期貸付金	12	負 債 合 計	22,575
破産更生債権等	44	純 資 産 の 部	
敷金及び保証金	170	株主資本	15,676
その他	78	資本金	4,024
貸倒引当金	△44	資本剰余金	72
資 産 合 計	38,330	資本準備金	30
		その他資本剰余金	42
		利 益 剰 余 金	11,976
		利益準備金	190
		その他利益剰余金	11,785
		繰越利益剰余金	11,785
		自 己 株 式	△397
		評価・換算差額等	78
		その他有価証券評価差額金	78
		純 資 産 合 計	15,754
		負 債 純 資 産 合 計	38,330

損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科		目		金	額
売	上	原	高		2,942
売	上	総	価		306
販	費	一	利	益	2,636
管	業	般	費		2,037
営	外	管	利	益	599
	取	理	益		380
受	取	収	利	息	196
受	取	配	当	金	114
関	係	倒	引	当	55
そ	業	の	金	戻	13
営	外	費	用	他	2,540
支	払		利	息	258
社	債		利		22
支	債	発	行	費	9
支	払	手	数	料	4
関	係	倒	引	当	1,719
関	係	証	損	引	415
関	係	損	引	当	92
そ	常	の	金	繰	17
経			繰	入	1,560
特	別	利	益	失	179
固	定	産	却	益	78
投	資	証	却	益	90
資	有	債	入	益	10
特	別	損	失		2,159
減	損			失	434
投	有	証	券	却	819
投	有	証	券	却	552
関	係	株	式	却	4
関	係	株	式	却	349
税	引	当	期	純	3,540
法	人	民	税	及	△167
法	人	等	調	整	24
当	期	純	損	失	3,397

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当 期 首 残 高	4,024	30	42	72	163	16,803	16,966
事業年度中の変動額							
剰余金の配当						△274	△274
利益準備金の積立					27	△27	—
当期純損失 (△)						△3,397	△3,397
会社分割による減少						△1,318	△1,318
自己株式の取得							
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額 (純額)							
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	27	△5,017	△4,989
当 期 末 残 高	4,024	30	42	72	190	11,785	11,976

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△397	20,665	△552	△552	20,113
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△274			△274
利益準備金の積立		—			—
当期純損失 (△)		△3,397			△3,397
会社分割による減少		△1,318			△1,318
自己株式の取得	△0	△0			△0
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額 (純額)			631	631	631
事業年度中の変動額合計	△0	△4,989	631	631	△4,358
当 期 末 残 高	△397	15,676	78	78	15,754

独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

日本アジアグループ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 真紀江 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 千足 幸男 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本アジアグループ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本アジアグループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

日本アジアグループ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 真紀江 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 千足 幸男 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本アジアグループ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第33期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月21日

日本アジアグループ株式会社 監査役会

常勤監査役 沼野健司 ㊟
(社外監査役)

監査役 有働達夫 ㊟

監査役 小林一男 ㊟
(社外監査役)

以上

株主総会参考書類

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

<会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する株主還元を重要な課題の一つとして考えており、配当については、業績に対応した水準であることおよび中長期的な視点から安定的に配当を継続することを基本としつつ、競争力、事業環境、財務体質等を勘案し総合的に決定することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績と今後の事業環境等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当に関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき10円
総額274,547,000円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年6月26日（金）

第2号議案 取締役5名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役全員（6名）の任期が満了となります。つきましては、機動的な経営戦略を実現できる体制の構築を図るべく、取締役を1名減員し、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	やま した てつ お 山下 哲 生 (1951年12月20日)	1978年4月 大蔵省入省 1981年12月 野村証券株式会社入社 1998年12月 Japan Asia Holdings Limited 代表取締役兼CEO（現Chairman） 1999年1月 Japan Asia Securities Limited Director 2001年5月 日本アジアホールディングズ株式会社代表取締役 2001年11月 金万証券株式会社代表取締役 2004年5月 JA Partners Limited Director（現任） 2007年10月 国際航業ホールディングス株式会社取締役会長 2008年4月 当社取締役 2009年6月 当社代表取締役会長兼社長（※） 2012年5月 JAG国際エナジー株式会社取締役 2013年5月 当社代表取締役会長兼社長（現任） 2014年3月 グリーンプロジェクト株式会社代表取締役（現任） 2018年4月 株式会社ザクティ取締役会長	487,630株
<p>選任の理由</p> <p>山下哲生氏は、2009年6月に当社代表取締役に就任して以来、強いリーダーシップを発揮し、日本アジアグループの事業の組換え・リソースの再配分等を通じて、これまでの景気依存型事業をメインとする体質からの脱却を図り、グリーン・コミュニティの創造を理念に掲げた成長領域での事業をメインとして注力できるようにするため、グループの改革を進める等、取締役としての職責を果たしております。</p> <p>これらのことから、当社が持続的な成長を目指すにあたり、業務執行を行う適切な人材と判断したため、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。</p> <p>取締役候補者に関する特記事項</p> <p>山下哲生氏と当社との間には特別の利害関係はありません。</p> <p>（※）2009年6月当社代表取締役会長兼社長に就任しておりますが、2012年2月に同職を退任しております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	うー　　うえん　　しょう 呉　　文　　繡 (1963年12月23日)	1993年 3月 野村国際(香港)有限公司入社 1995年 7月 China Strategic Holdings Limited入社 1999年 1月 Japan Asia Holdings Limited 代表取締役副社長 2001年 8月 日本アジアホールディングス株式会社代表取締役 2001年11月 金万証券株式会社代表取締役 2004年 5月 JA Partners Limited Director (現任) 2009年 2月 当社代表取締役社長 2009年 6月 国際航業ホールディングス株式会社代表取締役社長 2013年 5月 当社取締役(現任) 国際航業株式会社代表取締役会長(現任) (重要な兼職の状況) 国際航業株式会社代表取締役会長	36,620株
<p>選任の理由 呉文繡氏は、当社取締役就任後、世界経済フォーラムのCo-Chairを務める等、グループの海外進出に向けた足場作りを行いつつ、グループ中核会社である国際航業株式会社の経営改革を指揮し、収益力強化に貢献するなどの実績を有し、取締役としての職責を果たしております。 これらのことから、当社が持続的な成長を目指すにあたり、業務執行を行う適切な人材と判断したため、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。</p> <p>取締役候補者に関する特記事項 呉文繡氏と当社との間には特別の利害関係はありません。 呉文繡氏は、国際航業株式会社の代表取締役会長を兼務しており、当社は同社との間で、経営管理に関する取引があります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
3	<p style="text-align: center;">【新任】</p> <p style="text-align: center;">にしだ しんいち 西 田 信 一</p> <p style="text-align: center;">(1966年12月8日)</p>	<p>1989年 4 月 山一証券株式会社入社</p> <p>1999年 7 月 パートナース投信株式会社入社</p> <p>2002年 8 月 日本アジア証券株式会社入社</p> <p>2012年 2 月 当社入社財務開発部長</p> <p>2012年12月 JAGエナジーアセットマネジメント株式会社 (現JAGパワーエンジニアリング株式会社) 代表取締役社長</p> <p>2014年 8 月 JAGインベストメントマネジメント株式会社 代表取締役社長 (現任)</p> <p>2020年 4 月 当社財務部長 (現任) (重要な兼職の状況)</p> <p>JAGインベストメントマネジメント株式会社代表取締役社長</p>	2,784株
<p>選任の理由</p> <p>西田信一氏は、機関投資家向け証券営業や資産運用業務に従事した後、2002年に当社子会社の日本アジア証券株式会社に入社し、投資銀行業務に従事しました。2012年に当社へ異動して以降は、当社の財務企画およびM&Aなどの企画・検討業務を担当しつつ、再生可能エネルギー事業のアセットマネジメント業務などを行う子会社経営も担っています。</p> <p>これらのことから、このような業務知識、マネジメント経験に照らし、同氏は、当社の取締役として企業経営における十分な知識と経験を有していると考えております。</p> <p>取締役候補者に関する特記事項</p> <p>西田信一氏と当社との間には特別の利害関係はありません。</p> <p>西田信一氏の所有する当社株式は、日本アジアグループ従業員持株会を通じての保有分でありま す。本議案をご承認いただき、同氏が取締役に就任した場合には、日本アジアグループ従業員持株 会の規約に基づき、持分引出等の退会に際しての処理が行われます。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
4	<p style="text-align: center;">た なべ こう じ 田 辺 孝 二 (1952年2月1日)</p>	<p>1975年4月 通商産業省入省 2001年4月 早稲田大学客員教授 2001年7月 経済産業省中国経済産業局長 2002年7月 同省経済産業政策局調査統計部長 2004年6月 有限会社Jコンテンツ取締役 2005年4月 東京工業大学大学院イノベーションマネジメント研究科教授 2008年6月 国際航業ホールディングス株式会社取締役 2012年2月 当社取締役（現任） 2017年4月 東京工業大学名誉教授、同環境・社会理工学院特任教授（現任） 2017年4月 島崎電機株式会社監査役（現任） 2019年6月 株式会社リケン社外取締役（現任） (重要な兼職の状況) 東京工業大学環境・社会理工学院特任教授 株式会社リケン社外取締役</p>	9,240株
<p>選任の理由 田辺孝二氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、公務員経験者および学識経験者として幅広い見識を有しており、当社取締役就任後、社外取締役として、取締役会に出席し、議案・審議等において適切な助言・提言を行っています。また、取締役会実効性評価の検討委員として、当社の経営の透明性・公正性を高めるため、積極的に取締役会のあり方についてのご提言をいただいております。これらのことから、業務執行を監督する適切な人材と判断したため、同氏を引き続き社外取締役候補者いたしました。</p> <p>社外取締役候補者に関する特記事項 田辺孝二氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって8年4ヶ月となります。</p> <p>田辺孝二氏と当社との間には特別の利害関係はありません。</p> <p>独立役員に関する事項 当社は、田辺孝二氏を東京証券取引所上場規則の定める一般株主と利益相反の生じる恐れがない独立役員として届出しており、原案どおり選任され就任した場合、引き続き独立役員となる予定です。</p> <p>責任限定契約の内容の概要 当社は、田辺孝二氏との間において、会社法第427条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。同氏の再任が承認された場合、本契約は継続されます。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
	<p style="text-align: center;">や すぎ さとし 八 杉 哲 (1947年4月22日)</p>	<p>1970年 4 月 野村證券株式会社入社 1999年 8 月 北京大学光華管理学院大学院訪問教授 2000年 4 月 鹿児島県立短期大学商経学科教授 2005年 4 月 光産業創成大学院大学教授 2005年 6 月 日本アジアホールディングズ株式会社監査役 2006年 1 月 日本アジア証券株式会社監査役 日本アジアファイナンシャルサービス株式会 社監査役 2009年 1 月 当社監査役 2011年 4 月 日本経済大学経済学部教授 2012年 4 月 日本経済大学大学院教授 2015年 6 月 当社取締役（現任） 2019年 4 月 日本経済大学特任教授（現任） （重要な兼職の状況） 日本経済大学特任教授</p>	0株
5	<p>選任の理由 八杉哲氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、証券会社での勤務および大学教授における豊富な経験と経営学での専門的見識を有しており、当社取締役就任後、社外取締役として、取締役会に出席し、議案・審議等において適切な助言・提言を行っています。また、取締役会実効性評価の検討委員として、当社の経営の透明性・公正性を高めるため、積極的に取締役会のあり方についてのご提言をいただいております。これらのことから、業務執行を監督する適切な人材と判断したため、同氏を引き続き社外取締役候補者といたしました。</p> <p>社外取締役候補者に関する特記事項 八杉哲氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって5年となります。 八杉哲氏と当社との間には特別の利害関係はありません。</p> <p>独立役員に関する事項 当社は、八杉哲氏を東京証券取引所上場規則の定める一般株主と利益相反の生じる恐れがない独立役員として届出しており、原案どおり選任され就任した場合、引き続き独立役員となる予定です。</p> <p>責任限定契約の内容の概要 当社は、八杉哲氏との間において、会社法第427条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。同氏の再任が承認された場合、本契約は継続されます。</p>		

第3号議案 監査役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって監査役全員（3名）の任期が満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	有働達夫 (1952年2月20日)	1974年4月 株式会社第一勧業銀行 2006年4月 国際航業株式会社執行役員コンプライアンス統括室長 2007年10月 国際航業ホールディングス株式会社監査役 2012年2月 当社監査役（現任） 2012年3月 JAG国際エナジー株式会社監査役 2015年6月 国際航業株式会社監査役（現任） (重要な兼職の状況) 国際航業株式会社監査役	7,790株
<p>選任の理由 有働達夫氏は、国際航業株式会社に入社後、事業企画・支援における豊富な経験と実績を有しており、当社監査役就任後、財務、企業経営に関しての識見を活かし、監査役としての職責を果たしております。なお、有働達夫氏は当社子会社の国際航業入社前の金融機関での長年の業務経験において、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。 これらのことから、当社が持続的な企業価値の向上を目指すにあたり、監査業務を行う適切な人材と判断したため、同氏を引き続き監査役候補者といたしました。</p> <p>監査役候補者に関する特記事項 有働達夫氏と当社との間には特別の利害関係はありません。</p> <p>責任限定契約の内容の概要 当社は、有働達夫氏との間において、会社法第427条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。同氏の再任が承認された場合、本契約は継続されます。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
	こばやし かず お 小林 一 男 (1959年1月24日)	1982年4月 石川島播磨重工業株式会社入社 1987年1月 日本合同ファイナンス株式会社入社 2001年1月 株式会社バイオフィロンティアパートナーズ業務部長 2003年6月 日本アジア証券株式会社監査役 2009年1月 当社監査役(現任) 2016年6月 JAG国際エナジー株式会社監査役(現任) 2016年6月 JAGインベストメントマネジメント株式会社監査役(現任) (重要な兼職の状況) JAG国際エナジー株式会社監査役	11,770株
2	<p>選任の理由 小林一男氏は、海外を含めたベンチャーキャピタルでの長年の業務執行(企業支援)の経験と複数の会社での監査役(社外役員)としての豊富な経験を有しており、当社監査役就任後、企業経営、法務に関しての識見を活かし、監査役としての職責を果たしております。 これらのことから、当社が持続的な企業価値の向上を目指すにあたり、監査業務を行う適切な人材と判断したため、同氏を引き続き社外監査役候補者といたしました。</p> <p>社外監査役候補者に関する特記事項 小林一男氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。なお、同氏の当社社外監査役就任期間は、本株主総会終結の時をもって11年5ヶ月となります。 小林一男氏と当社との間には特別の利害関係はありません。</p> <p>独立役員に関する事項 当社は、小林一男氏を東京証券取引所上場規則の定める一般株主と利益相反の生じる恐れがない独立役員として届出しており、原案どおり選任され就任した場合、引き続き独立役員となる予定です。</p> <p>責任限定契約の内容の概要 当社は、小林一男氏との間において、会社法第427条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。同氏の再任が承認された場合、本契約は継続されます。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
	<p>【新任】 よしもと きよし 吉本清志 (1960年11月11日)</p>	<p>1983年4月 共同石油株式会社入社 1989年4月 株式会社am/pmジャパン出向 2006年3月 同社常務取締役財務責任者 2010年2月 株式会社乃村工藝社入社 2011年5月 同社取締役経営企画本部長(CFO) 2015年5月 同社常務取締役コーポレート本部長(CFO) 2017年3月 同社常務取締役第一事業本部長 2018年12月 株式会社ボヌールマネジメントコンサルティング代表取締役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社ボヌールマネジメントコンサルティング代表取締役</p>	0株
3	<p>選任の理由 吉本清志氏は、事業会社での専門的な知識と会社経営の経験の有しており、中立的・客観的な立場からの監査機能を期待できることから、当社が持続的な企業価値の向上を目指すにあたり、同氏が社外監査役として適任であると判断し、同氏を社外監査役候補者といたしました。</p> <p>なお、吉本清志氏は事業会社での業務経験において、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。</p> <p>社外監査役候補者に関する特記事項 吉本清志氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。吉本清志氏と当社との間には特別の利害関係はありません。</p> <p>独立役員に関する事項 当社は、吉本清志氏を東京証券取引所上場規則の定める一般株主と利益相反の生じる恐れがない独立役員として届出しており、原案どおり選任され就任した場合、独立役員となる予定です。</p> <p>責任限定契約の内容の概要 当社は、吉本清志氏との間において、会社法第427条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することを予定しております。本契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額といたします。</p>		

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意のうえ取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。
補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
うわ とこ りゅう じ 上 床 竜 司 (1967年12月3日)	1994年4月 弁護士登録、あさひ法律事務所 2000年4月 あさひ法律事務所パートナー（現任） 2019年6月 株式会社イントランス社外監査役（現任） 現在に至る	0株
選任の理由 上床竜司氏は、弁護士として法務実務における高い専門性を有し、実務経験上監査を行う能力・識見において優れていることから、監査役の補欠として適任であると判断したため、同氏を補欠監査役候補者といたしました。なお、同氏は、過去に社外役員になること以外の方法で事業会社の会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により補欠監査役として、その職務を適切に遂行していただけると判断しております。		
補欠社外監査役候補者に関する特記事項 上床竜司氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。 上床竜司氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。		
独立役員に関する特記事項 当社は、上床竜司氏が監査役に就任した場合、東京証券取引所規則の定める一般株主と利益相反の生じる恐れがない独立役員として届出て、独立役員となる予定です。		
責任限定契約の内容の概要 当社は、定款に社外監査役の責任限定に関する規定を設けており、上床竜司氏が監査役に就任された場合、同氏との間で、会社法第427条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。本契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額であります。		

＜株主提案（第5号議案から第7号議案まで）＞

第5号議案から第7号議案までは、株主提案（1名）によるものでございます。

なお、本株主提案権行使者の議決権は300個であります。

株主提案に係る各議案については、「当社取締役会の意見」および「反対の理由」以外の部分は、提案株主から受領した内容を転記する方法により記載しております。

なお、文中の議案番号については提案株主のご承諾を踏まえて、変更しております。

第5号議案 剰余金の処分等にかかる定款変更の件

①議案の要領

本議案による定款変更は、本議案が本定時株主総会において承認可決された時点で、その効力を生じるものとする。

(ア)自己株式の取得に関する規定の新設

以下の条文を新設する。

第51条(自己株式の取得)

取締役会は、当会社の株価が株価純資産倍率1倍を回復するまで、期末自己資本の1%相当額を取得価額の総額として、配当可能額の範囲内において、每期自社株式の取得を行う。

(イ)剰余金の処分に関する規定の新設

現行定款の第48条を、第48条第1項とし、第2項を以下のとおり新設する。

2.当会社は、毎期末において、配当可能額の範囲内において、当期純利益の30%相当額または純資産の3%相当額のいずれか大きい額を期末配当金として第1項に定める株主または登録株式質権者に支払うことを目標とするものとする。

②提案の理由

当社の株価純資産倍率は約0.3倍(2020年3月10日時点)で、東証1部平均の1.00倍に対して著しく低く評価されています。200MW以上の再生可能エネルギー発電設備を保有する優良会社にも関わらず、低い評価に至った原因は、近年の度重なる投資失敗に起因する低収益状況にあります。デジタルカメラのピークアウト時期における製造会社ザクティへの投資及び、マンション事業が利益の主体で当社とのシナジーが薄いサンヨーホームズへの敵対的買収、という経営判断ミスが重なり、2019年3月期の赤字転落(25億円弱の最終赤字)につながりました。このような安易な投資は、資本コストに対する経営陣の意識の低さに起因すると考えられます。

剰余金の配当による株主還元の目標を定めることにより、経営陣に対して株主資本のコストを明確に意識させるとともに、自己株式の取得によって、株価の過小評価を看過しないという株式市場への強い意思表示をすることを求めます。

③当社取締役会の意見

(1) 当社取締役会の意見

取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

(2) 反対の理由

当社は、“グリーン・コミュニティ創造会社”としてSDGs行動の強化を通じて企業価値向上と社会課題の解決を実現するために、「空間情報事業」「グリーン・エネルギー事業」「森林活性化事業」において、長期的な企業存続と発展を基本方針とし事業活動を進めております。その方針の下、資本収益性に関しては、短期的な利益追求にとらわれず、継続的な事業拡大と財務の健全性をバランスよく両立させ、中長期的に社会経済的価値を生み出すことが重要であると考えております。

また、当社は、株主の皆様への利益還元を重要な課題の一つとして考えており、剰余金の処分のうち配当については、業績に対応した水準であること、ならびに中長期的な視点から安定的に継続することを基本としつつ、競争力、事業環境、財務体質等を勘案し総合的に決定することを基本方針としております。

こうした当社の方針と、事業環境等を考慮せずに算出される自己株式取得を定款に一律に規定して固定化し実施し続けることは両立せず、当社の財務規律を毀損し、持続可能な事業遂行能力を弱めることになるだけでなく、成長の機会をも喪失するリスクを招きかねないと考えます。その結果として、企業価値を毀損し、株主の皆様の利益を毀損することになると考えます。

純資産額に基づき一律に算出される配当の継続実施を規定する上記提案は、将来における経営環境の変化や継続的な事業投資等を考慮しない短期的な視点に立脚したものであり、結果として、株主の皆様の利益を毀損するおそれがあると考えます。

したがって、定款に本議案のような規定を設けることは適切ではないと判断いたします。

第6号議案 剰余金の処分の件

①議案の要領

2020年3月期の期末剰余金の配当として、純資産の3%相当額から本株主総会に当社取締役会が提案し同総会で承認された剰余金配当額の総額(以下「**会社提案配当金額**」といいます。)を控除した額を(会社提案配当金額に加えて)その他利益剰余金を配当原資として以下のとおり配当する。

(ア)配当財産の種類

金銭

(イ)株主に対する配当財産の割当てに関する事項

当社普通株式1株につき 金21円(以下「**1株あたり基準配当額**」といいます。)から当社普通株式1株当たりの会社提案配当金額を控除した金額。

配当総額 576,548,805円(以下「**基準配当総額**」といいます。)から会社提案配当金額を控除した額

ただし、上記「1株あたり基準配当額」及び「基準配当総額」は、当社の発行済株式総数が27,763,880株、そのうち自己株式の数が309,175株であること(以下、ある時点における発行済株式総数から自己株式の数を控除した数を「**基準株式数**」といいます。)、及び2019年3月期末の純資産額を前提に算出されている。

そのため、「1株あたり基準配当額」は、剰余金の配当にかかる基準日である2020年3月31日時点における純資産額が2019年3月期末の純資産額と異なる場合及び/又は2020年3月31日時点における基準株式数が上記基準株式数と異なる場合、同時点の純資産額に100分の3を乗じた額(小数点以下切り捨て)を、2020年3月31日時点の基準株式数にて除した金額(小数点以下切り捨て)が21円と異なる場合、当該金額に変更されるものとする。また、かかる場合、「基準配当総額」については、上記算式に基づき確定された「1株あたり基準配当額」に、2020年3月31日時点の基準株式数を乗じた額とする。

(ウ)剰余金の配当が効力を生ずる日

2020年6月26日

但し、上記は本株主総会の開催日が2020年6月25日であることを前提としており、開催日に変更される場合には、当該開催日の翌日に変更されるものとする。

(エ)配当金支払開始日

2020年7月16日

但し、上記は本株主総会の開催日が2020年6月25日であることを前提としており、開催日に変更される場合には、当該開催日後14営業日を経過した日に変更されるものとする。

②提案の理由

第5号議案(株主のご提案原文:議題1)の「②提案の理由」でも述べたとおり、当社経営陣

において、株主資本のコストを明確に認識していることを市場に示す必要があると考えられます。したがって、純資産の3%相当額程度の配当を実施することを目指すものです。

③当社取締役会の意見

(1) 当社取締役会の意見

取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

(2) 反対の理由

先に述べました通り、当社は、株主の皆様への利益還元を重要な課題の一つとして考えております。持続的成長に向けた経営基盤の強化および収益力の維持・向上を図るためにも、配当については、業績に対応した水準であること、ならびに中長期的な視点から安定的に継続することを基本としつつ、競争力、事業環境、財務体質等を勘案し総合的に決定することを基本方針としております。

また、当期純利益額または純資産額にもとづく一律的な配当の実施を規定する上記提案については、当期の業績や将来における経営環境の変化等を顧慮しない、短期的な視点に立脚したものであり、結果として、株主の皆様の利益を毀損するおそれもあるものと考えております。

したがって、当社の健全な存続と持続可能な成長を通して中長期的に企業価値の一層の拡大と共に株主価値の拡大を目指していくという観点から、上記提案にかかる剰余金の処分を行うことは適切ではないと判断いたします。

第7号議案 資産鑑定評価を含む決算説明会資料の公表にかかる定款変更の件

①議案の要領

第5号議案（株主のご提案原文：議題1）が原案どおり承認可決されたことを前提に、以下の条文を新設する。第5号議案（株主のご提案原文：議題1）が否決された場合、第51条とする。なお、本議案による定款変更は、本議案が本定時株主総会において承認可決された時点で、その効力を生じるものとする。

第52条(資産鑑定評価を含む決算説明会資料の公表)

当社は、資産鑑定評価を含む決算説明会資料を毎期公表し、当該決算説明会資料は本条各号に定める内容をすべて含むものとする。

- (1)業績及び財務状況
- (2)企業価値向上の基本方針及び施策
- (3)中期経営計画及びその進捗状況
- (4)主要な不動産及び再生可能エネルギー発電設備の鑑定評価
- (5)株主還元の方針

②提案の理由

株主に重大な影響を与えうる重要事項についての配慮・説明として、コーポレート・ガバナンス・コードの原則5-2では、経営戦略や会社計画の策定・公表にあたっては基本的な方針とともに収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現のために経営資源の配分等に関し、具体的に何を実行するのかについて、株主に分かりやすい言葉と論理で明確に説明を行うべきとされています。

第5号議案（株主のご提案原文：議題1）の提案の理由でも述べたように、当社においては、発電事業の大きな成功に伴い、かえって資本コストに対する経営陣の意識が低下し、安易な経営を助長してきました。昨年以降、ザクティの経営改革、および本年1月のサンヨーホームズ株式の売却で今後の収益改善が期待されますが、経営陣の意識の更なる変革のためには、株主還元による資本コストの意識付けと併せ、大切な経営資源である保有資産の鑑定評価を含む中期経営計画の公表を通じ、株主による外部チェック機能を働かせることが重要と考えます。

第5号議案（株主のご提案原文：議題1）及び第6号議案（株主のご提案原文：議題2）において提案する株主還元に関する施策と、本議題における定款変更による中期経営計画の公表は、当社の企業価値の向上につながると考えられ、その実行を強く期待いたします。

③当社取締役会の意見

(1) 当社取締役会の意見

取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

(2) 反対の理由

当社は、コーポレートガバナンス・コードの原則5-2を勘案のうえ、経営情報の開示を

行っており、収益計画や配当政策の基本的な方針を決算説明会資料や決算短信、有価証券報告書において開示しています。更に、収益力・資本効率等に関する目標や業績および財務状況、企業価値向上の基本方針および施策、中期経営計画およびその進捗状況、ならびに株主還元の方針の説明については、前述した各種資料における記載だけではなく、統合報告書ならびに株主通信、加えて決算説明会の実施などを通じて行っています。

当社の決算説明会資料は、事業年度または四半期毎の決算期における開示の内容を、株主や投資家の皆様に、よりご理解いただき易くするための補足説明資料という位置付けで作成されています。そのため、株価に著しく影響することがないように作成されるべきものであると考えます。このことから、その内容に関して定款で一律かつ固定的に定めるものではなく、株主や投資家の皆様との対話なども踏まえつつ、公表の内容、時期や方法等を含め、取締役会において慎重に検討したうえで、柔軟かつ機動的にそれらを決定すべきであると考えます。

したがって、定款に本議案のような規定を設けることは適切ではないと判断いたします。

(ご参考)

コーポレートガバナンス・コード

【原則5－2. 経営戦略や経営計画の策定・公表】

経営戦略や経営計画の策定・公表に当たっては、自社の資本コストを的確に把握した上で、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現のために、事業ポートフォリオの見直しや、設備投資・研究開発投資・人材投資等を含む経営資源の配分等に関し具体的に何を実行するのかについて、株主に分かりやすい言葉・論理で明確に説明を行うべきである。

以 上

第33回定時株主総会会場ご案内図

開催日時 2020年6月25日（木曜日）午前10時

※受付開始時刻は、午前9時30分を予定しております。

開催場所 明治記念館 2階 蓬萊の間
東京都港区元赤坂2丁目2番23号

交通

J R：中央線・総武線、信濃町駅より徒歩3分

地下鉄：銀座線・半蔵門線・大江戸線、青山一丁目駅2番出口より徒歩6分
大江戸線、国立競技場駅A1出口より徒歩6分

バス：都バス【品97】品川車庫前～新宿駅西口、『榎田原』バス停より徒歩1分



お問合せ先：日本アジアグループ株式会社 総務人事部（電話番号：03-4476-8000）